

令和二年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	1
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する 条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	2
県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例	3
警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例 に関する条例	4
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例 ...	4
島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例	4

令和2年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第125号議案

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立男女共同参画センターの利用者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び利用の促進を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 冷暖房設備を年間を通じて運転することに伴い、施設使用料の額を改定すること。

(2) 施設種別の変更

改正前	改正後
生活創造スタジオ	研修室 6
和室 1	和室
和室 2	

(3) 和室の2分の1を使用する場合の使用料の額は、和室の使用料の額の5割に相当する額とすること。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第126号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法施行令の改正を踏まえ、知事等の損害賠償責任の一部免責について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

海区漁業調整委員会の委員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、当該委員の県に対する損害を賠償する責任を免れさせる額から控除する額を次のとおり改正すること。

改正前	改正後
普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額	普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第127号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を知夫村に権限移譲すること。

ア 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証

イ 設立の認証の申請に係る公告又は公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知

ウ 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し

エ 仮理事及び特別代理人の選任

オ 不正行為等の報告の受理

カ 役員の氏名等の変更の届出の受理

キ 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理

ク 事業報告書等の受理

ケ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施

コ 解散の認定及び解散の届出の受理

サ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

シ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証

ス 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査囑託

セ 合併の認証

ソ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改

善の命令

タ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付

チ 警察本部長の意見の聴取

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を益田市及び大田市に権限移譲すること。

ア 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからカまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

ウ 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理

エ 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

オ 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理

カ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

キ その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(3) 引用する条項の整理

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については、公布の日から施行する。

第128号議案

県税外収入金の延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法の改正を踏まえ、県税外収入金の延滞金について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県税外収入金の延滞金の割合に係る規定の整備

3 施行期日

令和3年1月1日から施行する。

第129号議案

警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例に関する条例

1 提案理由

警察職員の住宅の用に供するための普通財産の無償貸付けの特例について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察職員の住宅の建設及び管理運営に係る事業を実施しようとする者に対して、県が所有する土地を無償で貸し付けることができること。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

第130号議案

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公衆浴場、旅館等の利用者の健康被害の防止を図るため、営業者の講じなければならない措置の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の衛生措置の基準に係る規定の整備

(1) 公衆浴場法施行条例

(2) 旅館業法施行条例

3 施行期日

公布の日から施行する。

第131号議案

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例

1 提案理由

多様化する需要に応じて的確に農産物を生産するために必要な種子及び種苗の安定的な確保を図り、もって本県農業の持続的な発展に寄与するため、農産物の種子及び種苗の確保に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県の責務

ア 県は、農産物の種子及び種苗（以下「種子等」という。）の安定的な確保に関する施策を推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

イ 県は、施策の推進に当たっては、種子等の安定的な確保に係る機関、団体その他の関係者（以下「関係機関等」という。）と連携を図るものとする。

(2) 関係機関等の役割

関係機関等は、県が実施する種子等の安定的な確保に関する施策に協力するものとする。

(3) 種子等の確保の基本

ア 種子等の確保については、農業者が、需要に応じた農産物の生産が農業経営に不可欠であることを踏まえ、生産する品種を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達することを基本とするものとする。

イ 県は、農業者が種子等を自ら安定的に調達できるよう、種子等の生産その他の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 県は、気象災害、社会経済情勢の変化等により、農業者が種子等を調達することが困難となる場合に備え、他の都道府県との協力により種子等を安定的に確保する仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 種子等の生産

県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況等に鑑み、知事が別に定める品種の種子等が計画的に生産されるよう、(5)から(7)までの措置を行うものとする。

(5) ほ場の指定及び審査

ア 知事は、種子等の生産を行おうとする者の申請に応じ、種子等の生産に適すると認めるほ場を指定種子等生産ほ場として指定することができる。

イ 指定種子等生産ほ場を経営する者（以下「指定種子等生産者」という。）は、次の審査を受けるものとする。

ア) ほ場審査（指定種子等生産ほ場において栽培中の農産物の適否に

ついて審査することをいう。)

(イ) 生産物審査(指定種子等生産ほ場で生産された種子等の適否について審査することをいう。)

ウ 知事は、イの審査の結果について、指定種子等生産者に通知するものとする。

エ イの審査の基準及び方法は、知事が別に定めること。

(6) 指導及び助言

知事は、指定種子等生産者に対し、種子等の生産のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(7) 原種及び原原種の生産

ア 知事は、種子等の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。

イ 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を、当該者の申請に応じ、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができること。

ウ (5)及び(6)は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種又は原原種の生産について準用すること。

(8) 県内外からの円滑な種子等の確保

県は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、県内外における種子等の生産及び供給の状況等の情報収集、県内外の種子等生産者団体等との関係強化による調達先の確保、農業者に対する助言及び情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 財政上の措置

県は、種子等の安定的な確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。